

医療保険

1. 被保険者（保険の対象となる方）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、代理人がないときは、保険金の「代理請求制度」があります。

<パンフレット記載上の変更点（抜粋）>

新	旧
<p>「医療保険に関する特に重要なお知らせ【ご契約の注意事項】」</p> <p>《代理請求制度について》 ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。</p> <p>①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。</p>	<p>「医療保険に関する特に重要なお知らせ【ご契約の注意事項】」</p> <p><左記文言を追加></p>

2. 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等に関する取扱いについて、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの入院・手術等は補償対象となるよう変更いたしました。（2010年4月1日以降の保険始期日以降に発生した入院・手術等が補償対象となります。）

<パンフレット記載上の変更点（抜粋）>

新	旧
<p>保険金のお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払の対象となりません（注）。 <p>ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。</p> <p>（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払いの対象外となる場合があります。</p>	<p>保険金のお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的として入院または手術を受けた場合はお支払の対象となりません（注）。 <p>ただし、初年度契約の保険期間開始時から2年以上経過してからの入院・手術につきましては保険金をお支払いいたします。</p> <p>（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払いの対象外となる場合があります。</p>

3. 告知に関する取扱いを変更いたしました。

<パンフレット記載上の変更点（抜粋）>

新	旧
告知の大切さに関するご案内	告知の大切さに関するご案内
<p>●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合で、保険期間開始時※からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じたときは、ご加入（増額部分）が解除されることがあります。</p> <p>※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて保険金額を増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱います。</p>	<p>●「加入申込書兼告知書」の必要事項が記載されていなかったり、記載内容（告知内容）が事実と違っている場合には、ご加入（増額部分）が解除され、保険金をお受け取りいただけない場合があります。</p>